ホーム > くらし・地域 > 交通 > 自転車 > 自転車放置禁止区域外における放置自転車撤去のための警告期間短縮 について

いいね! 0 ツイート 更新日:2022年3月11日

自転車放置禁止区域外における放置自転車撤去のための警告 期間短縮について

江東区では「江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」に基づき、放置自転車を撤去しています。これまで自転車放置禁止区域外では、警告札を取り付けた放置自転車が「3日」経過してもなお放置されている場合に撤去していましたが、遺棄されている放置自転車などをより速やかに撤去するため、同条例施行規則を一部改正し、令和4年4月1日からは、「1日」経過してもなお放置されている場合に変更します。

放置自転車対策の概要等につきましては、下記関連ページをご参照ください。

関連ページ

- 放置自転車対策の概要
- よくある質問
- 放置自転車でお困りの方
- 自転車を撤去された方
- 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例
- 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則

お問い合わせ

土木部 交通対策課 自転車対策係 窓口: 防災センター2階19番

郵便番号135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

電話番号:03-3647-4789 ファックス:03-3647-9287

江東区役所 法人番号:6000020131083

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28 電話番号: 03-3647-9111 (代表)

Copyright © Koto City. All Rights Reserved.